

委員会の審査を紹介

QRコードを読み取ると
常任・特別委員会の資料
をご覧ください。



工場立地法地域準則条例

議員提出議案第4号明石市工場立地法地域準則条例案の審査が行われ、採決の結果、同議案を賛成多数で可決しました。

一定規模以上の工場内の緑地と環境施設の面積は、工場立地法によりそれぞれ敷地面積の20%以上と25%以上に規定されていますが、本条例では、国が定める範囲内で、これを緩和しようとするものです。

提案議員からは、市内には工場立地法の対象となる44工場のうち昭和49年の同法施行前に建設され、国の基準に達していない工場が18あり、この工場では、事業者は現行の

緑地面積率が足かせとなり、老朽化した工場の建て替えや設備の更新等ができず、空調設備もないような過酷な労働環境となっている。そのため従業員の確保にも苦慮し、工場の市外移転も検討せざるを得ない状況となっており、これによる雇用喪失や税収減も懸念されると説明がありました。

提案者以外の委員からは、条例制定に際して、市民から意見公募を行わないのはいかがなものかと質問があり、提案議員からは、これまで事業者から複数回にわたり切実な声を聞いたほか、工場緑地の在り方について市民と考える

が、非常に大切な議案であるにも関わらず、市民への説明や意見公募手続きが不十分であったことや、市民の税金から支出される支援金について、対象者や目的等の根拠が明らかでない等の意見が多く、議員からあり、賛成少数で否決していただきました。

の要望があったが、市は何ら対処せず令和2年12月によりよく設置された工場緑地のあり方検討会においても一向に議論が進まなかったため、今回の議員提案に至ったと答弁がありました。このほか、規制緩和による環境面への影響を心配する声もあるが、工場内緑地の割合は市内緑地全体の4%であり、市内緑地の在り方は、住宅開発等が進んでいる市域全体について別途検討すべきとの意見もありました。

自治体の責務は、支援金の支給ではなく被害者の生活支援を継続的に行うことであると、支援金の支給の規定を削除する修正案が提出されました。

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例案の審査が行われ、採決の結果、同議案を賛成多数で可決しました。

本条例は、特定の疾病や障害を有することを理由に強制的に不妊・中絶手術を受けた旧優生保護法の被害者等である市民に寄り添った相談支援などを行うほか、不妊・中絶手術を受けた本人とその配偶者にそれぞれ300万円の支援金を給付するものです。

9月議会においても市から同条例案の提案がありました

が、非常に大切な議案であるにも関わらず、市民への説明や意見公募手続きが不十分であったことや、市民の税金から支出される支援金について、対象者や目的等の根拠が明らかでない等の意見が多く、議員からあり、賛成少数で否決していただきました。

これらを踏まえ12月議会に提案された本条例は、旧優生保護法被害者等の定義や施行期日などに関する条文を変更したほか、市民参画条例に基づく30日間の意見募集、福祉や医療、商業関係者による検討会を開催し、広く意見聴取を行ったと説明がありました。

これに対して、2人の委員からは、国が行ったことは国が保障していくべきであり、

審査の中で委員から、市民意見にもあるが、市民の税金を使って市独自に支援金を支給することは理解できないとの意見がある一方、9月議会の閉会後に行った市民参画手続きにより、主催者である市民の声を聞き、客観性が確保できた。国が行った人権侵害は取り返しがつかず、支援金でしか償えないとの意見がありました。

採決の結果、修正案は賛成少数で否決され、原案を賛成多数で可決しました。

専決処分不承認に係る措置

生活文化常任委員会では、令和3年度明石市一般会計補正予算(第5号)専決処分不承認に係る措置について報告がありました。

これは令和3年8月に市民全員・飲食店サポート事業に係る17億円の補正予算議案を市長が専決処分したことに対し承認を求めた議案を9月議会で否決したため、市が地方自治法第179条第4項の規定により専決処分不承認に對し必要と認める措置を講じたことを市長が報告するものです。

指摘を受けた事項について、配達業務の委託先を日本郵便としたことの妥当性や、世帯単位の配達でなく個人ごとの配達とした理由、配達手法としてゆうパックを利用したことについて、それぞれの結論に至った事務対応等の報告がありました。

委員からは、事業の実施を急ぐため専決処分したことについては、議案を軽視するもので非常に残念である。8月は、緊急事態宣言が発出されており、かえって外出を助長することになったのではないかと、休業している店舗が多くある中、飲食店への支援につながったのか。ゆうパックでの個人単位の配達について、市民からもつたないなどの声も多く聞いているとの

意見がありました。市からは、市民と事業者に閉塞感や不安感が漂っているタイミングで事業を実施することに意味があった。個人単位の配達については、誤封入等の間違いを防ぎ、市民との信頼関係を守ることを優先したとの答弁がありました。

また、委員からは、今回の報告は、専決処分不承認に対する措置ではなく言い訳に終始している感が否めず、釈然としない。専決処分という大きな事案に至った反省等についても言及があつてはいるべきではないか。今後の市民生活を考えていく上で議会の意見も踏まえて議会と市が車の両輪としてしっかりとやっていかなければならないなどの意見が出されました。

決算不認定に係る措置

総務常任委員会では令和2年度一般会計決算不認定に係る措置について報告がありました。

議会が不認定とした理由の1点目、市が令和2年に新型コロナウイルス感染症対策として水道基本料金を6カ月無料としたにも関わらず、減収額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から計画どおりに補填しなかったことについては、他の事業への活用を優先したこと、水道事業は、水道基本料金の無料化を行っても令和2年度決

算では純利益を確保していること、同様に減免を行った近隣市町の半数は水道事業への補填をしていないこと等が理由である。今後も臨時交付金や水道事業の経営状況、近隣市町の状況等を見ながら対応するとう報告でした。2点目、ふるさと納税の寄付金を寄付者の意向に沿った事業に充当しているか疑念があることに対して、寄付金の活用は今後、充当する事業のより丁寧な説明や選定を行っていく。

3点目、新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金を条例の規定に従って積み立てずに支出したことに対しては、3年度以降は、条例に従い全額を同基金に積み立てた

後、活用するとの報告がありました。委員からは、水道事業へ減収分を補填しなかったことについて、決算が不認定となつたにも関わらずその後も適切な措置がされていないという意見や、全国的に老朽化により水道管が破裂する事例なども発生しており、水道管を入れ替える財源のほか、今後は水源の切り替えのコストも見込まれると意見がありました。

市からは、水道事業の経営改善に取り組み、市民の負担を増やさない努力をし、今後、水道の経営が苦しくなれば、一般会計から補填することも検討すると答弁がありました。